

姫御前汚水中継ポンプ場し渣脱水機分解整備業務委託

特 記 仕 様 書

桑名市上下水道部

下水道課

第1章 総 則

第1節. 業務概要

本業務は、姫御前汚水中継ポンプ場し渣脱水機が故障した事から、当該機器の分解整備を行うものである。

第2節. 特記事項

1. 本業務で据付する機器は稼働時に支障が出ないように考慮すること。
2. 本業務で機器類の運用及び維持管理上支障がある場合は、監督員と協議のうえ決定を行う。また、分解時に初めて解るような箇所に関する変更に関しては、監督員と協議を行い、設計変更の対象とするか判断するものとする。
尚、軽微な変更に関しては設計変更の対象としない。
3. 業務期間内においても可能な限り迅速に作業し、完了までの期間短縮に努めること。
4. その他、監督員の指示、承諾を遵守すること。

第3節. 規格及び関係法令

本業務の実施にあたっては、下記の規格規則等に準拠すること。

- (1) 機械、電気設備に関する技術基準を定める省令
- (2) 日本産業規格（J I S）
- (3) 日本電気規格調査会標準規格（J E C）
- (4) 日本電機工業会標準規格（J E M）
- (5) 内線規程
- (6) 三重県公共工事共通仕様書
- (7) その他関連法令、条例及び規格、及び日本下水道事業団発刊基準類

第4節. 試運転調整及び検査

機器類は、据付完了後、現場にて試運転調整を行うものとする。

第5節. 保証期間

1. 取替部品の保証期間は規定による引渡し完了後1年間とする。
2. 明らかに製作者の設計製作の不備に起因する故障あるいは事故が生じた場合は、24時間体制で対応すること。また、受注者の責任において直ちに修理又は取替えを行うこと。

第2章 機器仕様

第1節 し渣脱水機仕様

1. 諸元及び交換部品

(1) 機器諸元

型 式：CP-150 (コンピューターサービス)

定 格：200V 0.75kW

台 数：1 台

処理能力：600L/min

スクリー回転数：7r/min

(2) 整備時の交換部品

・スクリーアッセンブリ (ギヤードモータ付)	1 台分
・脱水ヘッドアッセンブリ (ドレンパン、排出シュート付)	1 台分
・ホッパーパッキン	1 枚
・洗浄ノズル (樹脂部のみ)	1 台分
・本体ドレンホース、洗浄水配管、ドレンパン用ホース	1 台分
・キャスタ	4 個
・電動ボールバルブ	1 台

2. 整備内容

・分解整備及び部品交換	1 式
・試運転及び調整	1 式
・報告書及び写真帳作成	1 式

3. その他

(1) 製造メーカー指定の取替部品を調達し、整備するものとする。

(2) 調達した部品については、納品書を添付するものとする。

第3章 分解・整備・交換・据付

第1節. 適用範囲

本業務の整備方法、使用材料、使用機器等については、安全かつ効率的に実施し、整備中の機場の運転についても適切に行うものとする。

第2節. 作業内容

1. 分解整備

- (1) 機器整備 分解、各部の点検、清掃、部品取替及び調整
 - ・本仕様書 第2章に示す交換部品の交換を行うこと。
 - ・作業に当たってはメーカーが定める基準を遵守すること。
- (2) 機器組付
- (3) 電気配線撤去及び復旧
- (4) 補修塗装

2. 据付作業

- (1) 据付後、運転に不具合の無いことを確認すること。
- (2) 作業のため現場に仮設物を設ける場合は、あらかじめ監督員の許可を受けるものとする。

第3節. その他

- (1) 稼働中の施設であることから、業務期間中の本業務に関する処理場運転の異常に対し、24時間体制で対応すること。
- (2) 試験用器具及び試験に必要な一切のもの及びこれに要する消耗品等はすべて受注者の負担とする。
- (3) 機器整備完了後の現地据付時、必ず監督員立ち合いのもと試運転を実施し、運転状況の確認を行なうこと。
- (4) 業務にて発生した廃材等は、受注者の責任により関係諸法令を遵守し、適切な処分を行うこと。
- (5) 本仕様書に記載のない事項及び記載内容について疑義が生じた場合は、監督員及び受注者が双方協議のうえ決定するものとする。

暴力団等の排除措置に関する特記仕様書

(目的)

第1条 この特記仕様書は、桑名市が締結する契約等に係る暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当な介入等を排除することにより、契約の適正な履行を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この特記仕様書における用語の意義は、桑名市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年桑名市告示第206号。以下「暴力団等排除措置要綱」という。）第2条に定めるところによる。

(通報義務)

第3条 請負者は、暴力団等による不当介入を受けた場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

- (1) 暴力団等による不当介入を受けた場合は、毅然とこれを拒否し、速やかに、警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 前号の通報及び協力を行った場合は、速やかに、その内容を市長等発注者に報告すること。

(資材購入等の禁止)

第4条 請負者及び下請負人等は、資材販売業者若しくは廃棄物処理業者又はその役員等が暴力団等と認められる場合は、当該資材販売業者若しくは廃棄物処理業者から資材等を購入し、又は廃棄物処理施設若しくは廃棄物処理業者を使用してはならない。

(違反に対する措置)

第5条 請負者が前2条の規定に違反した場合は、情状により、次の各号の措置を講じることがある。

- (1) 指名停止又は文書注意 暴力団等による不当介入を受けたにもかかわらず、第3条の規定に違反した場合は、指名停止又は文書注意を行う。
- (2) 暴力団等排除措置要綱第5条の規定により、契約を解除する。

(契約期間の延長等)

第6条 暴力団等による不当介入を受けたことにより、契約期間内に履行することが困難な場合は、市長等発注者と協議すること。

- 2 請負者が第3条の規定に違反していた場合は、前項の規定にかかわらず、情状により、契約期間の延長等の措置を講じないことがある。この場合において、請負者は、履行遅滞の責を免れない。

(その他)

第7条 この特記仕様書に定めるもののほか、暴力団等排除措置要綱の規定により、必要な措置を講ずるものとする。